

新春講演会開催報告

1月24日(土)、新春講演会が開催されました。昨秋の第2回理事会で地域づくりと組織の在り方について学ぶ機会をもってはどうかとの意見を受けて実施されたものです。

現在、大塚地区社会を明るくする協議会(社明協)は令和8年度から始まる第4期地域づくり計画の策定を行っています。こどもが減少し、高齢者が増加しつづけても幸福感が得られるような大塚であるためには私たちの組織(現在の社明協は任意団体です)のあり方を考える必要があります。

演者の石山先生には、現在の社明協が法人格を取得した場合の利点と欠点を中心に講演をしていただきました。なお、もし取得するならば、きり吉島が取得している特定非営利活動法人(NPO(Non-Profit-Organization))です。先生が上げたNPO法人の利点(有利)と欠点(義務あるいは不利)を紹介します。

1. 利点

(1)社会的信用が増し、以下のことが可能になります。

- ・一旦登記をすると解散しない限り組織は存続します。
- ・法人名で不動産登記ができます。
- ・法人名で銀行口座を開設できます。
- ・法人名で契約を結ぶことができます。
- ・定款認証や設立登記の費用が無料です。

(2)資金調達の手段が増えます。

- ・任意団体では応募できない民間の補助金に申請できます。

(3)理念や活動内容に共感する人材が集まりやすくなります。

- ・大塚地区の皆さんに法人の会員である意識が生まれます。

2. 欠点(義務あるいは不利な点)

矢印以下に法人化検討委員会が認識していることを記述しました。

(1)様々な事務管理が発生します。

- ⇒ すでに現在でも多種多様な、多くの事務処理を行っております。

(2)NPO法、法人税法や労働基準法などの遵守

- ⇒ これらの法律の内容は、組織としての在り方に掛かるもので、法人格の有無にかかわらず、組織として必要な定款等をすでに定め、法遵守に備えています。

(3) 収益事業には法人税が課税されます。(会費、寄付、助成金、補助金は非課税です)

⇒ 本事項については事務局ならびに法人化検討委員会も承知しています。

(4) 情報開示の義務があります。

⇒ 当協議会の活動内容(事業および会計)については、ホームページで公開(開示)しています。

3. 結論と感想

私たちの組織『大塚地区社会を明るくする協議会(社明協)』がNPO法人を取得したからといっても、現状の任意団体の場合とほとんど変わりません。

ここで、大塚小学校のスローガンが以下であることをご存じでしょうか。

「元気」「チャレンジ」「思いやり」

利点が多少でもあればチャレンジする姿勢を子供たちに見せる必要があるのではないかと思います。私たち大人は、5年先、10年先の大塚を明るくなるように子供たちに示したいものです。

令和8年2月

法人化検討委員会